五　滞納者が同族会社である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及びその者と前各号のいずれかに該当する関係がある個人
六　滞納者を判定の基礎として同族会社に該当する会社
七　滞納者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員（これらの者と第一号から第四号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

第六条の十四第二項中「、第百二十五条第七項（法第百二十六条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「第百四十四条の三十第二項」の下に「、第百六十四条第七項（法第百六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四百五十八条第七項（法第四百五十九条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第六条の二十一第一項中「の各号」を削り、同項第二号中「掲げるもの」を「定めるもの」に、「及び第八号に掲げる日」を「から第十号までに定める日」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第八条第一項中「規定によつて」を「規定により」に、「あん分率」を「按分率（あん）」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同条第二項中「あん分率」を「按分率」に、「によつて」を「において」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に、「現在によつて」を「現在において」に、「あん分率により」を「按分率により」に、「規定によつて」を「規定により」に、「特定あん分率」を「特定按分率」に改め、「第二項」の下に「（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）」を加え、同条第四項中「において最初」を「において、最初」に、「現在によつて」を「現在において」に、「算定したあん分率」を「算定した按分率」に、「理由によつて」を「理由により」に、「特定あん分率」を「特定按分率」に、「においては」を「には」に改め、同条第五項中「によつて」を「において」に改め、同条第六項中「の規定によつて」を「（同条第八項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により」に、「前四項」を「前各項」に改め、同条第七項中「によつて」を「により」に改める。

第八条の四第一項中「第四十八条第三項本文」の下に「（同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第八条の六第一項中「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同項第一号及び同条第六項中「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改める。

第八条の九第一項中「第六十八条の十一第十二項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、「、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」を削り、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同項第一号中「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改め、「、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」を削り、「第六十八条の十一第十二項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、「、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」を削る。

第八条の十第一項中「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改め、「、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」を削る。

第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項中「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改める。

第九条の七第五項中「第百九十七条第五項第一号」を「第百九十五条の二」に改め、同条第七項中「百分の三・二」を「百分の一」に改め、同項ただし書中「按分して」を「按分して」に改め、同条第十項中「同項第一号」を「第一号」に改め、同条第十一項中「同項第二号」を「第二号」に改め、同条第十二項中「同項第一号」を「第一号」に改め、同条第十三項中「同項第二号」を「第二号」に改め、同条第二十二項中「同項第一号」を「第一号」に改め、同条第二十三項中「同項第二号」を「第二号」に改め、同条第二十九項中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。

第九条の九の五の次に次の一条を加える。

（法第五十六条第四項の納付すべき税額を減少させる更正等）

第九条の九の六　法第五十六条第四項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、同項に規定する当初申告書（以下この項及び次項において「当初申告書」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

2　法第五十六条第四項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

一　当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合　次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ　法第五十六条第四項に規定する修正申告書（以下この項及び次項において「修正申告書」という。）の提出により納付すべき税額

ロ　当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前の税額を控除した税額（当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

二　当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。）　次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ　修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ　修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

三　当初申告書に係る還付金の額がある場合　次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ　修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ　修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

3　法第五十六条第四項に規定する政令で定める道府県民税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書に係る更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書に係る更正の同項に規定する修正申告書の提出により納付すべき税額に相当する道府県民税とする。

第九条の十を第九条の九の七とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第六十四条第三項の納付すべき税額を減少させる更正等）

第九条の十　法第六十四条第三項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、同項に規定する当初申告書（以下この項及び次項において「当初申告書」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

2　法第六十四条第三項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

一　当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前の税額を控除した税額（当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

イ　法第六十四条第三項に規定する修正申告書（以下この項及び次項において「修正申告書」という。）の提出により納付すべき税額

ロ　当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前の税額を控除した税額（当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）